

秋田市告示第194号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和4年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地  
秋田市茨島三丁目18番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - (1) カドミウムおよびその化合物
  - (2) 六価クロム化合物
  - (3) 水銀およびその化合物
  - (4) セレンおよびその化合物
  - (5) 鉛およびその化合物
  - (6) 砒素<sup>ひ</sup>およびその化合物
  - (7) ふっ素およびその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - (1) 水銀およびその化合物
  - (2) 鉛およびその化合物
  - (3) ふっ素およびその化合物